

意見書

題名	新しい宮前市民館・図書館基本計画（案）に関する意見募集について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	令和 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

<意見>

コロナ禍との共存時代には、三密を避けるため、身近に通える市民館が複数必要です。
現行と同規模の新市民館だけでは足りません。「現市民館の存続」を基本方針にして下さい。

<理由>

川崎市の市民館は、社会教育法にもとづく公共施設「公民館」です。
公民館は、地域住民の生涯学習を支援する重要なコミュニティ拠点であり、市民が自主講座で学習したり、サークルの発表や交流など、誰もが、安い料金で、気軽に利用できる公共施設です。
他都市では、徒歩圏内に公民館（名称は異なる）が多数あり、安い利用料で使えます。
川崎市には市民館が少なく、宮前区には2つしかありません。利用料は高額です。(表参照)

基本方針(案)では、市民館の規模は現行と同じとする一方、図書館と市民館を「融合」「共用化」することを強調しています。狙いは狭いスペースの1館で済ませるための共同利用です。
現市民館にある910名定員の大ホールは廃止し、600名と200名定員のホールにする考えです。もともと少ない市民館だった所に、今後はコロナとの共存で三密回避が求められ、利用者増も予想される中では、新市民館だけでは足りません。現宮前市民館を残すことが絶対必要です。

<資料> 平成25年公民館設置数

都市名	平塚市	厚木市	藤沢市	宮前区	相模原	横浜市	川崎市
人口(人)	25万	22万	43万	23万	71万	375万	153万
公民館数	26館	16館	15館	2館	32+ 8館	地区センター88+ 40館	13館

相模原市は公民館32館と地域センター8館、計40館あります。

横浜市は、地区センター88館とコミュニティハウスが40館、計128館あります。

提出先

部署名	川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課		
電話番号	044-200-1981	FAX番号	044-200-3950
住所	〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地		

